

## 実務事例

分類	旅費	作成年月日	2015. 8. 11
表題	別途旅費と県費旅費が続くときの計算例		
内容	<p>7/24～25午前 芦北水俣郡市中体連理事として阿蘇大会視察にひきつづき 7/25～26 県中体連大会生徒指導の出張をするときの旅費はどのように計算すればよいか</p> <p>※ 芦北水俣郡市中体連理事としての旅費は 14,000円</p> <p>① 7/24から7/26までの全行程を旅費事務システムに入力し旅費額を計算する。 (31427 円)</p> <p>② ①の旅費額から別途旅費額を控除する。 31427 円 - 14000 円 = 17427 円</p> <p>③ 7/25から7/26までの引率旅費を(学校出発自宅直帰)算出する。 (17265 円)</p> <p>④ ③の旅費額 17265 円を上限とするから、②17427 円と③17265 円を比較して安価な方 17265 円を支出する。</p> <p>⑤ ①で算出した旅費 31427 円が④の旅費額 17265 円となるように「実費調整」で 14162 円調整する。</p>		
感想	<p>いったいどうすればいいかと思っていたが、学校人事課に照会すると案外簡単に、すっきり解決した。</p>		

修正 15000285 所属 水原市立水原第一中学校 受取人 水原 真紀

1 普通 旅費期間 H27/07/24 ~ H27/07/26 回数 2

03 H27/07/10 中学校費(市内) 科目通称 17031 手帳簿 1320.410

0830203 乗車 乗車 氏名 水原 真紀

全行程旅費額31427円 - 別途旅費14000円 = 17427円 普通旅費17265円が低廉のため普通旅費を支払い

市内旅行(旅費条例31条)及び旅行諸費(自家用車利用/学校(水原市(水原))出発/在勤地外自宅(大田市(大田))へ帰省/旅費条例31条)により交通費調整/乙地方債/旅費、ホテル等泊/旅費条例31条(市内)

通称	乗車	乗車	乗車	乗車	乗車	乗車	乗車	乗車	乗車	乗車	
1	07/24	→	9999	→	0606	→	阿蘇市(内牧)	1	自家用車	138.0	0
2	07/25	→	0606	→	0108	→	熊本市(石原)	1	自家用車	38.0	0
3	07/26	→	0108	→	8888	→	自宅	1	自家用車	45.4	0
X 明細全行削除 X										221.4	0

支区分分 乗車計 0 船賃計 0 航空賃計 0 宿日計 14162 乗車計 8177 鉄道賃計 0 船賃計 0 航空賃計 0 宿日計 21600 乗車計 17265